

○山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱

平成23年4月1日

告示第66号

(通則)

第1条 山梨市企業立地促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内において製造業等の立地事業を行う者、本社機能移転等を行う者、情報通信業等の立地事業を行う者及び上質な宿泊施設の立地事業を行う者に対し助成することにより、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、本市経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等の立地事業 製造業、試験研究所、物流業、データセンターその他著しく本市経済の活性化に資するものとして市長が認める事業の用に供する工場又は事業所を市内に設置する事業をいう。
- (2) 製造業 統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）（以下「日本標準産業分類」という。）に規定する製造業をいう。
- (3) 試験研究所 自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設で、日本標準産業分類に掲げる学術・開発研究機関のうち自然科学研究所に分類され、かつ、独立した施設と認められるものをいう。
- (4) 物流業 商品の輸送、保管及び包装等の事業をいい、日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。
- (5) データセンター 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータ

ベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。)をいう。

- (6) 医療機器関連産業 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品又は同条第4項に規定する医療機器に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。
- (7) 水素・燃料電池関連産業 水素の製造、輸送・貯蔵若しくは利用に関わり、又は水素を化学反応させることにより電力を取り出す燃料電池に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。
- (8) 半導体関連産業 半導体又は半導体製造装置に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。
- (9) ロボット関連産業 物の生産に供される機械器具を製造する事業をいい、日本標準産業分類に掲げるロボット製造業をいう。
- (10) バイオテクノロジー利用産業 生物の持つ働きを利用し、人間の生活に役立たせる技術を利用する産業をいう。
- (11) 高度先端分野 先端技術の研究開発をするものとして国又は国立研究開発法人（以下、「国等」という。）の委託又は補助を受ける事業のうち、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業又はバイオテクノロジー利用産業に該当するもので知事が認める事業をいう。
- (12) 高度先端分野の立地事業 製造業のうち高度先端分野に該当し、当該事業の用に供する工場であり、かつ国等の採択の日から10年以内に操業を開始する工場を県内に設置する事業をいう。
- (13) 成長分野 医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業又はデータセンターをいう。
- (14) 高付加価値創出事業 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下同じ。）第25条の規定による課税の特例の適用がある承認地域経済牽引事業をいう。
- (15) 県外新規立地 県外に工場等を有する者が県内に初めて工場等を設置し、当該工場等における常時雇用労働者に占める正規雇用者の割合及び常時雇用労働者の平

均所定内給与額が一定の水準以上である場合をいう。

- (16) 本社機能移転等 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」について、知事から認定を受けた者が、計画に基づく本社オフィス又は研究・研修施設を市内に設置することをいう。
- (17) 情報通信業等の立地事業 情報通信業等の用に供する事業所を市内に設置する事業をいう。
- (18) 情報通信業等 情報処理に関連したサービスを行う事業所をいい、日本標準産業分類に掲げる情報サービス業、インターネット付随サービス業及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するもののうち、デジタル形式のものを制作する事業をいう。
- (19) オフィス設置事業 県内に事業所を有さない者が顧客に直接に対応する機会が特になく、事務処理、管理業務、人事、経理、法務、財務若しくは総務の業務を行うオフィス又は研究・研修施設を市内に設置する事業をいう。
- (20) 上質な宿泊施設の立地事業 宿泊業の用に供し、第4条第1項第7号の要件を満たす施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）を県内に設置する事業をいう。
- (21) 宿泊業 日本標準産業分類に掲げる宿泊業のうち旅館、ホテル又はリゾートクラブに分類されるものをいう。
- (22) 工場等 第1号、第16号、第17号、第19号及び第20号に規定する事業において設置する工場その他の建物をいう。
- (23) 投下固定資産額 工場等の敷地内においてその立地事業の用に供するため地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する費用のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる減価償却資産（耐用年数が1年未満のもの及び取得価額が20万円未満のものを除く。）の合計額をいう。ただし、情報通信業にあっては、同条第8号に掲げる減価償却資産（ソフトウェアに限る。）を、オフィス設置事業にあっては同条第8号に掲げる減価償却資産（ソフトウェアに限る。）及び社宅の取得等に要する費用を含めるものとする。
- (24) 賃借料 立地事業の用に供する建物及び駐車場等の賃借契約に基づく費用をい

う。ただし、情報通信業等及びオフィス設置事業に限り、法人税法施行令第13条第1号から第3号及び第6号から第8号までに掲げる資産（第8号はソフトウェアに限る。）を含めるものとする。

- (25) ファイナンスリース契約 「リース取引に関する会計基準」（改正平成19年企業会計基準第13号）中「5」にいうファイナンスリース物件については、投下固定資産として取り扱うものとする。ただし、リース期間終了後に所有権の移転を伴わないファイナンスリース物件であって、事実上、賃借と等しい使用形態となる条件が付されていると認められる場合には、賃借料による物件として扱うことができるものとする。
- (26) 通信回線使用料 立地事業の用に供するインターネット接続費、専用回線及びプロバイダ等の通信回線に係る使用料をいう。
- (27) 常時雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。
- (28) 地元被雇用者 工場等の常時雇用労働者で、当該常時雇用労働者本人又はその2親等以内の親族が引き続き3か月以上市内に住所を有している者をいう。ただし、当該工場等の操業開始前に雇用された者であっても、その工場等に配属させることを目的として雇用された者であることを市長が認める者を含むものとする。
- (29) 自社所有地における立地事業 製造業等又は本社機能移転等の用に供する工場等を設置する事業であって、その敷地である土地の取得又は借地権（設定期間が20年以上のものに限る。ただし、医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業であって、知事が認めるものについては、設定期間が10年以上のものに限る。以下同じ。）の設定の日から3年を超えて当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであるものをいう。
- (30) 土地の取得日等 土地取得に係る売買契約書に記載された契約締結の日又は借地権設定の日をいう。ただし、契約締結日前に土地取得費に充当される売買代金の授受があった場合にはその日を土地取得日とする。
- (31) 企業グループによる立地事業 土地の取得、建物の取得を行う者とその土地、建物を使用して操業を行う者が異なる場合において、両者の関係が完全子会社又は連結子会社であるものをいう。

- (32) 空き工場等取得費 工場、事業所その他の既存建物等を取得する費用をいう。
ただし、取得後の改修費用はこれに含まないものとする。
- (33) 社宅 オフィス設置事業の実施により増加する常時雇用労働者が居住するための施設をいう。
- (34) 改修費用 オフィス設置事業により賃借するオフィス、研究・研修施設又は社宅を改修する際の費用をいう。
- (35) 住居手当 オフィス設置事業の実施により増加する県外からの常時雇用労働者が支払う社宅の賃料を補助する目的で、オフィス設置事業を行う者が当該常時雇用労働者に支払う費用をいう。
- (36) 転居費用 オフィス設置事業を行う者が、当該事業の実施により操業開始後1年以内に増加する県外からの常時雇用労働者に支払う転勤手当、赴任旅費、社宅契約時費用等の転居に係る費用をいう。ただし、社宅契約時の敷金に係る補助費用は含めない。
- (37) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用できることが認められるものをいう。
- (38) 水素製造設備 再生可能エネルギーにより発電された電力等を活用した、水素の製造に関わる設備及びその付属設備をいう。
- (39) 水素利用設備 水素燃料電池や水素ボイラー等の設備であって、原則として再生可能エネルギーを活用して県内で製造した水素を利用する設備をいう。
- (40) 水素製造設備等取得費 水素製造設備及び水素利用設備を取得する費用をいう。
(助成対象)

第4条 この要綱による助成の措置は、次の各号のいずれかに該当する事業を行うものであって、第6条の規定により市長の認定を受けたものとする。

- (1) 製造業、物流業又はデータセンターであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの。

ア 新たに市内において、土地を取得し、又は借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、土地取得後に災害その他の特別の事情により製造業等の立地事業を実施することができない期間があった場合、その期間のうち市長がやむを得ないと認める期間は、土地取得日等から操業開始までの期間に算入しないことができる。

イ 投下固定資産額が3億円以上であること。

ウ 操業開始後1年以内に、当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人（データセンターを設置する事業にあっては、5人）以上であり、このうち地元被雇用者を概ね3割以上確保できる見込みがあること。ただし、採用希望者がなく確保できないなどの企業側に責任のない場合は、市長と協議の上、雇用数を調整できるものとする。

エ 山梨県産業集積促進助成金交付要綱により、製造業等の立地事業について山梨県知事の認定を受けた者又は受けることが確実と確認できた者であること。

オ 当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて、市長の認定を受けたものであること。

(2) 試験研究所その他著しく本市経済の活性化に資するものとして市長が認める事業の用に供する工場等を設置する事業であって、前号アからオに掲げる要件の全てに該当するもの

(3) 自社所有地における立地事業のうち製造業等であって、第1号イからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの

(4) 本社機能移転等を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに市内に土地を取得し、又は借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、本社機能移転等を実施することができない期間があった場合は、第1号アに準ずる。

イ 投下固定資産額が1億円以上であること。

ウ 第1号ウからオまでに掲げる要件の全てに該当するもの

- (5) 自社所有地における立地事業のうち、本社機能移転等を行う者であって、前号イ及びウに掲げる要件に該当するもの
- (6) 建物等の賃借により本社機能移転等を行う者であって、第1号ウ及びオに掲げる要件に該当するもの
- (7) 情報通信業等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの
- ア 新たに市内に情報通信業等の用に供する事業所を設置し、操業を開始すること。
- イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上であること。このうち地元被雇用者を概ね3割以上確保できる見込みがあること。ただし、採用希望者がなく確保できないなどの企業側に責任のない場合は、市長と協議の上、雇用数を調整できるものとする。
- (8) オフィス設置事業であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの
- ア 新たに市内にオフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始すること。
- イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する県外からの常時雇用労働者の数が5人以上となり、かつ、当該増加する県外からの常時雇用労働者の全てが県内に居住する実態を有すること。このうち概ね3割以上の者が市内に住所を有すること。
- (9) 宿泊業であって、次に掲げる要件のすべてに該当するもの。
- ア 新たに市内に宿泊業の用に供する施設を設置し、操業を開始すること。
- イ 投下固定資産額が100億円以上であること。ただし、会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、処分前の投下固定資産額が100億円以上であること。
- ウ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が30人以上であること。このうち地元被雇用者を概ね3割以上確保できる見込みがあること。ただし、採用希望者がなく確保できないなどの企業側に責任のない場合は、市長と協議の上、雇用数を調整できるものとする。
- エ 一客室あたりの最低の床面積が40平方メートル以上であること。
- オ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項の規定による、知事の承認を受けていること。
- カ 第1号エに掲げる要件に該当するもの

2 前項各号に該当する場合、企業グループによる立地事業についても、助成対象に含めるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に定める額以内（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 前条第1項第1号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
1 県内に初めて工場等を設置する場合	投下固定資産額に0.8%（空き工場等取得費については0.4%、水素製造設備等取得費については1.8%）を乗じた額。 ただし、立地事業が別表の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。	投下固定資産額が200億円以下の場合 1.5億円 ただし、高度先端分野又は成長分野の場合は3億円 投下固定資産額が200億円を超える場合 10億円
2 1以外の場合	とする。 なお、投下固定資産額が200億円を超える場合には、200億円を超えた投下固定資産額に0.4%を乗じた額を加えるものとする。	投下固定資産額が200億円以下の場合 6,000万円 ただし、高度先端分野又は成長分野の場合は1.5億円、上記分野以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は1億円 投下固定資産額が200億円を超える場合 10億円

(2) 前条第1項第2号及び第3号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
------	-----	-------

1 県内に初めて工場等を設置する場合	投下固定資産額に0.4%（水素製造設備等取得費については1.4%）を乗じた額。 ただし、立地事業が別表の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる	投下固定資産額が200億円以下の場合 1.5億円 ただし、高度先端分野又は成長分野の場合は3億円 投下固定資産額が200億円を超える場合 10億円
2 1以外の場合	加算値を加えた率を乗ずるものとする。 なお、投下固定資産額が200億円を超える場合には、200億円を超えた投下固定資産額に0.4%を乗じた額を加えるものとする。	投下固定資産額が200億円以下の場合 6,000万円 ただし、高度先端分野又は成長分野の場合は1.5億円、上記分野以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は1億円 投下固定資産額が200億円を超える場合 10億円

(3) 前条第1項第4号から第6号までに係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
1 新たに土地を取得する場合	投下固定資産額に1%（水素製造設備等取得費については2%）を乗じた額	2,000万円
2 自社所有の場合	投下固定資産額に0.5%（水素製造設備等取得費については1.5%）を乗じた額	2,000万円
3 建物等の賃借の場合	賃借料に10%を乗じた額（操業開始から3年間に限る。）	年200万円

(4) 前条第1項第7号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。この場合において、助成区分のいずれにも該当する場合には、双方の額を合算する。

助成区分	助成額	助成限度額
1 建物又は設備機器を取得する場合	投下固定資産額に1%（水素製造設備等取得費については2%）を乗じた額	2,000万円
2 建物又は設備機器を賃借する場合	賃借料及び通信回線使用料の合計に10%を乗じた額（操業開始から3年間に限る。）	年200万円

(5) 前条第1項第8号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。この場合において、助成区分のいずれにも該当する場合には、それぞれ双方の額を合算する。

助成区分	助成額	助成限度額
1 建物（社宅を含む。2において同じ。）又は設備機器を取得する場合	投下固定資産額に1%（水素製造設備等取得費については2%）を乗じた額（改修費用のうち、第3条第23号に規定する減価償却資産に該当し、オフィス設置事業を行う者が所有権を有する場合となる費用を含む。）	300万円
2 建物又は設備機器を賃借する場合	賃借料、住宅手当、転居費用、通信回線使用料及び改修費用（助成区分1に該当するものを除く。）の合計に10%を乗じた額（操業開始から3年間に限る。） （改修費は初年度に限る。）	年100万円

(6) 前条第1項第9号に係る事業の場合 次の表の左欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成額	助成限度額
投下固定資産額（会員権の販売等により投下固定資産の一部を処分するリゾートクラブにおいては、将来にわたって処分する見込みのないものに限る。）に1%（水素製造設備等取得費については2%）を乗じた額。ただし、投下固定資産額が200億円を超える場合	投下固定資産額が200億円以下の場合 1億円 投下固定資産額が200億円を超える場合

は、200億円を超えた投下固定資産額に0.4%を乗じた額を加えるものとする。

10億円

2 立地事業が、市内の既存の工場等の廃止に伴う場合における前項第1号から第4号まで及び第6号の規定の適用については、これらの号中「投下固定資産額」とあるのは「投下固定資産額（廃止される工場等の用に供している家屋及び償却資産の固定資産評価額を控除したもの。）」とする。

3 複数の事業による立地事業の助成額等については、次の各号に定める額とする。

(1) 複数の事業による立地事業の助成額は、投下固定資産を事業ごとに分類し、それぞれの事業に適用される第1項第1号から第6号に定める助成額を合算した額とする。なお、投下固定資産を事業ごとに分類できない場合は、投下固定資産額を事業ごとに使用する面積で按分する。

(2) 複数の事業で使用するなど投下固定資産額を事業ごとに按分できない場合は、その助成額の算出にあたって投下固定資産額に乗ずることとされている率は、複数の事業のうち最も低い率を適用する。

(3) 複数の事業による立地事業で、事業により適用される第1項第1号から第6号に定める助成限度額が異なる場合、助成限度額ごとに投下固定資産額を合算し、投下固定資産額全体の5割を超えるものがあるときはその助成限度額を、投下固定資産額全体の5割を超えるものがないときは小さい助成限度額を用いる。

(事業認定手続き)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、製造業等の立地事業について、操業開始前までに事業認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、あらかじめ市長の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。ただし、第4条第2項に該当する者については、現地で操業する者が提出するものとする。

2 市長は、前項の事業認定申請書を審査し、適当と認める場合には、必要に応じて条件を付した上で事業認定を行うものとする。

3 市長は、前項の事業認定をしたときは、その旨を事業認定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(事業認定の制限)

第7条 前条第2項の規定により事業認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、

認定を受けた工場等の操業開始の日から3年を経過しなければ新たに同条第1項に規定する申請書を提出できないものとする。

(事業認定後の辞退)

第8条 認定事業者は、次のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を事業認定辞退届(様式第3号)により市長に届けなければならない。

(1) 製造業等の立地事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 第4条第1項各号に定める要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により届出があったときは、その認定を取り消すとともに、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(事業認定の変更)

第9条 認定事業者は、製造業等の立地事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、事業認定変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認(以下「認定変更承認」という。)を受けなければならない。

(1) 立地事業に伴う投下固定資産額及び賃借料の2割を超える増減があるとき。

(2) 立地事業における業種又は業態の変更

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、その旨を事業認定変更承認書(様式第5号)により認定事業者に通知するものとする。

(操業開始の届出)

第10条 認定事業者は、工場等の操業を開始したときは、操業開始の日から30日以内に操業開始届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第11条 認定事業者の地位は、合併その他の特別の理由がある場合に限り承継することができる。

2 認定事業者の地位を承継しようとする者は、承継承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承継承認申請を審査し適当と認める場合は、必要に応じて条件を付した上で承継の承認を行い、その旨を承継承認書(様式第8号)により認定事業者の地位を承継しようとする者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第12条 助成金の交付を受けようとする認定事業者は、操業開始の届出の日から1年以内に、助成金交付申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 工場等の概要を明らかにした書類
 - (2) 工事請負契約書、売買契約書、領収書及び賃貸借契約書等の投下固定資産額及び賃借料を証する書類
 - (3) 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加した常時雇用労働者の数及び当該常時雇用労働者のうち市内から新たに雇用した者の数を証する書類
 - (4) 事業認定通知書の写し（認定変更承認を受けている場合は、事業認定変更承認書の写しを含む。）
 - (5) 土地又は借地権の取得を証する書類
 - (6) 立地事業が別表に規定する加算要件に該当する場合は、それを証する書類
- 2 複数年にわたって交付決定を行う必要のある立地事業については、1年ごとに交付申請を行うものとし、2年目以降は、前項に定める必要書類のうち前項第2号から第4号までの書類を添付して申請を行うものとする。

（助成金の交付決定等）

第13条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。なお、交付決定は、交付申請があった後に予算の議決を経て行う。ただし、事業認定を行い、操業が確実な立地事業については、予算の議決を経た後に交付申請を受け、交付決定を行うことができるものとする。

- 2 前項の助成金の交付決定の通知は、規則第8条による交付額の確定通知を兼ねるものとする。

（分割交付）

第14条 市長は助成金の交付決定にあたり、助成金額が1億円を超える場合には、その支払いが単年度1億円を超えない範囲で分割するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による助成金の交付を分割して受ける者が第6条の規定により認定を受けた製造業等の立地事業により設置した工場等の操業等（以下「工場等の操業等」という。）を休止し、又は廃止したときは、以降の助成金の支払は行わないもの

とする。

(助成金の実績報告)

第15条 規則第7条に規定する実績報告書は、第12条に規定する助成金交付申請書をもってこれに代えるものとする。

(助成金の支払い)

第16条 助成金は、規則に基づく請求書(様式第11号)により支払うものとする。

(状況報告)

第17条 認定事業者は、助成金の交付を受けた日から次の日を基準日とした事業の状況を、事業状況報告書(様式第12号)により市長に報告しなければならない。

- (1) 1年が経過した日
- (2) 2年が経過した日
- (3) 3年が経過した日
- (4) 4年が経過した日
- (5) 5年が経過した日

2 前項の報告は、基準日から30日以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第18条 市長は、助成金の交付決定の通知を受けた認定事業者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は規則に違反する行為があったとき。

(助成金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成金の一部の返還を命ずることができる。

- (1) 次条第1項で定める期間内に工場等の操業等(オフィス設置事業により設置したオフィス、研究・研修施設又は社宅の供用を含む。以下この号及び第21条第1号において同じ。)を休止し、又は廃止したとき。この場合において、助成金の返還を命

ずる場合における助成金の返還額は、工場等の操業等の休止又は廃止をした際現に存する投下固定資産に係る残存簿価に相当する価格（当該投下固定資産について鑑定評価がされた場合にあっては、当該残存簿価に相当する価格と当該鑑定評価により得られた鑑定評価額とのいずれか高い額）に助成率（交付に係る助成金の額を第5条の規定による助成金の算定の対象となった投下固定資産額（千円未満切り捨て）で除して得た割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

- (2) 次条第1項で定める期間内に事業の縮小、外注化、転換等により業種、業態の著しい変更（別表に規定する加算要件を適用した立地事業であって、業種、業態の変化によりその投下固定資産を処分（助成金の交付の目的に反した使用、譲渡、貸付け、担保権の実行、交換、取壊し及び廃棄をいう。以下同じ。）したときをいう。以下同じ。）をしたとき。この場合において、助成金の返還を命ずる場合における助成金の返還額は、次の式により算定した額とする。

$$\text{返還額} = A \times B \times (C \div D)$$

A：処分する投下固定資産に係る残存簿価に相当する価格

B：処分する投下固定資産に乗ずることとされる第5条に定める率

C：市が交付した助成金額（限度額を考慮した額）

D：立地事業の投下固定資産額に第5条の規定に定める率に乗じて得た額（限度額を考慮する前の額）

- (3) 次条第1項で定める期間内に投下固定資産（第5条の規定による助成金の額の算定の対象となった投下固定資産額に係る固定資産をいう。以下同じ。）を処分したとき。なお、助成金の返還を命ずる場合における助成金の返還額は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額とする。

ア 投下固定資産について、有償による譲渡若しくは貸付け又は担保権の実行をしたときは、当該投下固定資産に係る助成金相当額を上限として当該投下固定資産の譲渡価格又は貸付額に助成率を乗じて得た額。ただし、当該譲渡価格又は貸付額が当該投下固定資産を処分した時点における当該投下固定資産に係る残存簿価に相当する価格（当該投下固定資産について鑑定評価がされた場合にあっては、当該鑑定評価により得られた鑑定評価額）に比して著しく低い場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、当該投下固定資産に係る残存

簿価に相当する価格（当該投下固定資産について鑑定評価がされた場合にあつては、当該鑑定評価により得られた鑑定評価額）に助成率を乗じて得た額とする。

イ 投下固定資産について、助成金の交付の目的に反した使用、無償による譲渡若しくは貸付け、交換、取壊し又は廃棄をしたときは、当該投下固定資産を処分した時点における当該投下固定資産に係る残存簿価に相当する価格に助成率を乗じて得た額とする。

(4) 次条第1項で定める期間内に事業認定に付した条件に違反したとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による助成金の返還の命令は、行わないものとする。

(1) 投下固定資産を処分したことにより、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大が図られると市長が認めるとき。

(2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した投下固定資産を処分したとき。

(3) 災害により損傷した投下固定資産を処分したとき又は災害により工場等の操業等の休止若しくは廃止を余儀なくされたとき。

(4) 第21条の規定に基づく休止等の事前協議の結果、返還の命令を行う必要がないと市長が認めるとき。

（操業継続期間等）

第20条 認定事業者は、第4条第1項各号に掲げる要件を満たす製造業等の立地事業を、操業開始の日から10年間継続して営むよう努めなければならない。

2 認定事業者は、第13条第1項の規定による助成金交付決定書に記載された「増加する常時雇用労働者の数」以上の労働者数を同項の規定による通知の日から3年間維持するよう努めなければならない。

（休止等の事前協議）

第21条 認定事業者は、前条第1項に定める期間内に次のいずれかに該当する場合には、正当な理由がある場合を除き、協議事項を実施しようとする30日前までに、理由、予定日、解雇者数その他必要な事項について、休止等の事前協議書（様式第13号）により市長に届け出て、協議を行わなければならない。

(1) 工場等の操業等を休止し、又は廃止（倒産の場合は除く。以下同じ。）をしよう

とするとき。

(2) 事業の縮小、外注化、転換等により解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整を行うとき又は業種、業態の著しい変更をしようとするとき。

(3) 投下固定資産を処分しようとするとき。なお、処分とは、第19条第2項第3号に規定する「処分」及び担保の設定をいう。

(4) 事業認定に付した条件を満たさなくなる変更をしようとするとき。

(その他)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に第6条に定める立地企業の認定がなされた事業に適用し、同日前に改正前の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱第6条に定める立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

(有効期限)

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に定める事業認定を受け、かつ、土地又は借地権を取得済の者については、この要綱は、同日以降も、なおその効力を有する。

附 則 (平成24年10月15日告示第107号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後にされる新要綱第12条の規定による申請及びこれに対する処分について適用し、同日前にされたこの要綱による改正前の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱第12条の規定による申請及びこれに対する処分については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月10日告示第14号）

この告示は、平成27年3月20日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第98号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第49号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第31号）

この告示は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和2年5月1日告示第50号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和2年5月1日以後に新要綱第6条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱第6条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月20日告示第112号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和2年12月1日以後に新要綱第6条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱第6条の規定による立地企業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月24日告示第48号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（旧様式により調製した用紙に関する経過措置）

- 2 この告示による改正前の第1条から第112条までに規定する告示に規定する様式（以下「旧様式」という。）により調製した用紙は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、現にある旧様式により調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月31日告示第73号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年3月31日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和5年4月1日以後に新要綱第6条の規定による立地事業の認定がなされた事業について適用し、この告示による改正前の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱第6条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月31日告示第 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和6年4月1日以後に新要綱第6条の規定による立地事業の認定がなされた事業について適用し、この告示による改正前の山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱第6条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表（第5条、第12条、第19条関係）

加算要件		加算値
高度先端分野の立地事業 （第4条第1項第1号から第3号までに係る立地事業）		1%
成長分野 （第4条第1項第1号から第3号までに係る立地事業が右欄のいずれかに該当）	医療機器関連産業	1.3%
	水素・燃料電池関連産業	1.3%
	半導体関連産業	0.4%

	ロボット関連産業	0.4%
	データセンター	0.4%
高付加価値創出事業		0.2%
第4条第1項第1号から第3号までに係る立地事業における県外からの常時雇用労働者（※1）	5人以上	0.2%
	10人以上	0.3%
県外新規立地（※2）		0.4%

※1 県外からの常時雇用労働者とは、立地事業に伴い山梨県の区域内に住所を有することとなった者であって、当該山梨県の区域内に住所を有することとなった日より1年以上前の日から引き続き山梨県の区域外に住所を有していた者をいう。

※2 第3条第1項第15号に規定する一定の水準とは、正規雇用者の割合については、「雇用の構造に関する実態調査（厚生労働省）」における正社員の割合、平均所定内給与額については、「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における所定内給与額を用い、いずれも直近の全国平均を用いる。ただし、所定内給与額について本県の平均値が全国の平均値に比して高い場合には、本県の平均値を用いるものとする。